

## 背景

- 以下のような事例が国会審議等において指摘されており、総務省行政管理局が実施した行政手続法の施行状況調査結果や自民党行政改革推進本部の調査結果においても、一部にそのような運用実態がみられる。
  - ・ パブリック・コメントの結果の公示が命令等の公布よりも著しく遅れる事例
  - ・ 意見提出期間の終了直後に命令等を制定しようとする事例

➡ 総務省行政管理局において改善方策を取りまとめ、昨日26日付けで各府省等に通知発出。

(「行政手続法第6章に定める意見公募手続等の運用の改善について」(平成27年3月26日総管管第29号 各府省等官房長等宛て総務省行政管理局長通知))

## 改善方策の概要

- 次の事項を新たな運用ルールとして設定。(平成27年4月1日以降にパブコメを開始する案件から適用)

## ① 結果の公示

＜現行＞ 結果の公示は、命令等の公布と同時期に行う(法43条)。

※「同時期」：公布と同時(同日)か、提出意見の多寡やその内容等の個別の事情にかんがみ、合理性の認められる範囲内でその前後。

＜新運用ルール＞ 結果の公示は、原則として、命令等の公布と同日又はそれ以前に行う。

※やむを得ない理由により結果の公示が遅れる場合 ⇒ 命令等の公布の際にその理由と公示日の目途を明らかにする。

## ② 意見考慮期間 (意見提出期間の終了から命令等の公布までの期間)

＜現行＞ 提出意見を十分に考慮しなければならない(法42条)。(注)期間に関する法令上の規定なし。

＜新運用ルール＞ 原則、提出意見数に応じた意見考慮期間の最低期間(例:意見が10件以下の場合は2日、101件以上の場合は14日)を確保。

※同内容の意見が多数であるなど一定の場合に、提出意見を十分に考慮した上で、短い意見考慮期間で命令等を公布するとき

⇒ 結果の公示の際に、その理由を明らかにする。

## ③ 意見の考慮結果の確認 (注)法令上の規定なし。

＜新運用ルール＞ 少なくとも、提出意見が多数(100件以上)の案件については、政務の確認を義務付け(政務が決裁に関与しない命令等は、提出意見の内容の重要性等に応じ、確認)。

## ④ その他

- ・ e-Gov(電子政府の総合窓口)における表示項目の追加(命令等の公布日、提出意見数等)など、結果の公示を充実。
- ・ 手続が遺漏なく行われるよう各府省等において内部チェック体制の整備に努める。

# 【参考】

## パブリック・コメント(行政手続法に基づく意見公募手続)の概要

### 「命令等」

- ① 政令、府省令等
- ② 審査基準  
処分基準  
行政指導指針

※ 除かれるもの:  
・地方公共団体が定める規則  
・行政機関の内部組織・相互の  
関係等を定める命令 等

・パブリック・コメントの  
義務付け

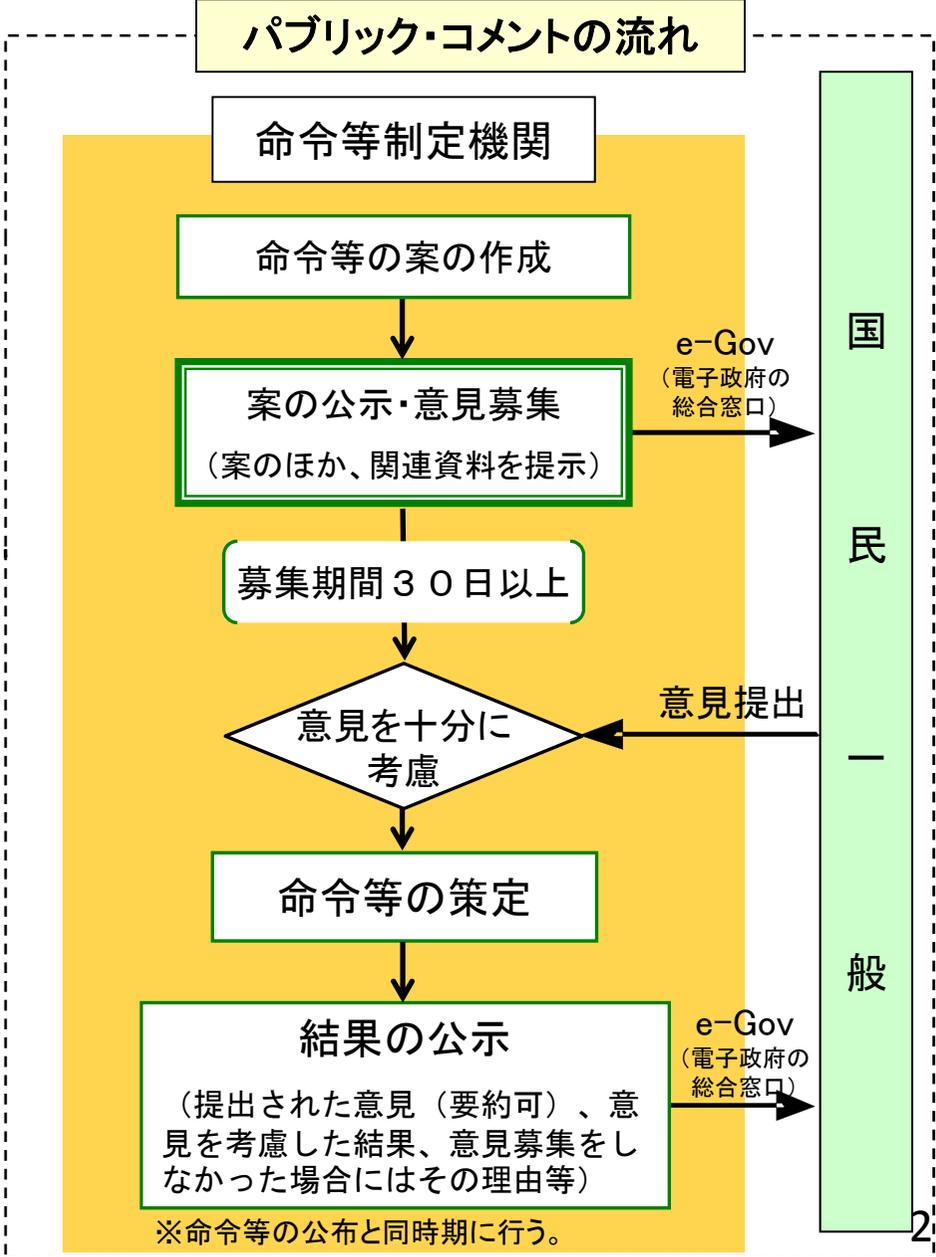
・一般原則の遵守

### 一般原則

「命令等」の制定等の際に  
次の原則を適用

- i 法令の趣旨の遵守
- ii 制定後の内容の適正確保

※パブリック・コメントの義務付けの解除  
命令等の性質、個々の具体的事情等から、パブリック・コメントを義務付ける必要性や合理性が認められない一定の場合に義務付けを解除する規定を整備  
(例)緊急・事務遂行の支障、軽微な変更等



## (参照条文)

### ○行政手続法(平成5年法律第88号)抄

(意見公募手続)

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案(命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見(情報を含む。以下同じ。)の提出先及び意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2～ 略

(提出意見の考慮)

第四十二条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定める場合には、意見提出期間内に当該命令等制定機関に対し提出された当該命令等の案についての意見(以下「提出意見」という。)を十分に考慮しなければならない。

(結果の公示等)

第四十三条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布(公布をしないものにあつては、公にする行為。第五項において同じ。)と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 命令等の題名

二 命令等の案の公示の日

三 提出意見(提出意見がなかった場合にあつては、その旨)

四 提出意見を考慮した結果(意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異を含む。)及びその理由

2～ 略

※ 行政手続法第39条第1項、第43条第1項等の規定による公示は、電子政府の総合窓口のウェブサイト

([www.e-gov.go.jp](http://www.e-gov.go.jp))により行うこととされている。(行政手続法第45条・「行政手続法の一部を改正する法律による改正後の行政手続法第45条第1項の公示に関し必要な事項を定める件」(平成18年総務省告示第78号))